例年、この時期は積雪量が最も多くなり、春に向けて暖か くなるため、落氷雪による事故が起こりやすくなります。白 宅はもちろん、外出の際にも注意が必要です。

問合先 除排雪対策本部 ☎ 22-8400

# CAUTION

## 落氷雪事故を防ぐ

屋根に積もった雪は、気温がマイナス3℃以上のときに落ちやす くなります。屋根の雪が落ち、歩行者や車に損害を与えた場合は、 建物の所有者が責任を負うことになります。

また、道路に落ちた雪をそのまま放置しておくと、道路交通法違 反となり、交通事故や交通障害の原因にもなるため大変危険です。



# 落氷雪前は

- \*雪止め、を設置している場合 は、破損などがないか必ず点検・ 修繕する
- ●高所からの落氷雪は少量でも危 険なので、屋根に積もる前に業 者に依頼するなど早めに処理す
- ●屋根などの雪や氷、つららを落 とす際は十分注意し、専用の 雪庇落としなどを使用する



## 落氷雪後は

- ●落氷雪が起こったら、事故がないかすぐに確認 し、通行に支障がないよう速やかに除雪する
- ●交通事故や交通障害を防ぐため、屋根からの落 氷雪や敷地内の雪を道路に出さない

### 外出時にも注意!

- ●軒下では、絶対に子どもを遊ばせない
- ●軒下を通る際は、屋根からの落氷雪に注意する
- ●車を停める際は、軒下を避ける

### 空き家の事故を防ぐ

空き家は、自宅と比べて雪の処理がおろそかになりがちです。 空き家の所有者は、落雪による事故や、道路に雪が落ちることの ないよう、定期的に空き家の様子を確認し、雪下ろしをするなど適 切な管理をお願いします。

雪が落ちた場合は放置せず、速やかに雪の処理を業者に依頼して ください。

問合先 市民連携室市民連携係 ☎ 35-4267



